

繁栄へのガイドブック

中小企業サポートガイド



企業とともに

地域を伸ばす!

平成15年度版

金沢商工会議所
中小企業相談所

CONTENTS

中小企業相談所とは	1
経営支援	
エキスパート・バンク	2
経営診断	4
経営革新支援プロジェクト事業	5
経営安定特別相談	6
創業者支援	7
魅力ある商店街づくりプランナー派遣事業	8
経済講演会	8
法律相談	8
容器包装リサイクルシステム	9
OB人材マッチング事業	10
なんでもナンデモ相談所	11
小規模企業振興委員	12
金融支援	
マル経融資（小企業等経営改善資金）.....	14
小口融資（追認小口事業資金）.....	15
その他の融資制度	16
経理・税務支援	
記帳継続指導	17
記帳機械化システム	17
情報化支援	
パソコン教室	18
各種情報発信	18
オンラインマーク制度	18
各種共済制度等	
中小企業倒産防止共済制度	19
小規模企業共済制度	20
生命共済制度	22
特定退職金共済制度	22
PL（製造物責任）保険制度	23
労働保険事務組合	23
雇用支援	
石川県中高年齢者職場実習制度	24
廃業者等カウンセリング事業	25

毎日19時まで

夜間相談実施中！

当所では管内事業所への金融をはじめとする中小企業支援のためのサービス強化を目的として、夜間相談を実施しております。

実施場所 金沢商工会議所中小企業相談所（商工会議所会館1階）
TEL 263 - 1161

実施日 土日祝日を除く毎日（年末年始以外）

実施時間 17:15～19:00

（なお、8:45～17:15は通常業務としてご相談を承っております）

中小企業相談所とは

経営のことでお困りの場合はお気軽にご相談ください

経営指導員がいつでも
ご相談に応じます。

経営

仕入、生産、販売等、
経営全般についてのご相談

商工会議所では、中小企業相談所を設置しており、経営指導員、記帳指導員のほか、専門指導員やエキスパート（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、その他各種技術分野の専門家等）が皆さまと一緒に最善策を考えます。経営、金融、経理、税務、労務、その他技術的問題など、事業経営上のことでお困りの時は、お気軽にご相談ください。

経理

帳簿のつけ方や決算の仕方について（記帳事務の煩雑さと手間を省くための記帳機械化システムもあります。）

金融

商品の仕入、買掛・手形決済をしたい、店舗の改装、工場新築、機械購入など事業資金を借りたいとき



税務

所得税や相続税、贈与税等の税金の計算や青色申告をしたいとき。

労務

従業員の採用、福利厚生、労働保険、社会保険、その他従業員対策などについて知りたいとき。

その他

法律、取引照会や講習会などの開催、共済制度（小規模企業共済、倒産防止共済、PL保険など）

活力ある企業づくりをお手伝いします

専門家の指導が受けられます！

エキスパート・バンク

エキスパート・バンクとは

小規模企業は一般に経営基盤が脆弱であり、経済環境の変化に影響を受けやすく、また、技術力・情報力・マーケティング・人材などソフトな経営資源についても、克服すべき多くの問題を抱えています。エキスパート・バンク制度はこうした技術や技能をはじめ、企業の体質改善・強化でお困りの小規模企業にエキスパート（専門家）を直接派遣して具体的・実践的な指導・助言により問題解決を図っていただくこととする制度です。

製造業、建設業、商業・サービス業等全業種の小規模企業でどんな分野でも指導が受けられます。弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、技術士、技術アドバイザー等の専門家が登録されています。

ご利用出来る対象分野と主な内容

経営

経営戦略、法律問題、税務・会計、労務、教育、情報処理、特許など

商業・サービス業

店舗診断、店舗設計、デザインなど

工業

技術、品質管理、工程管理、公害対策、PL対策、ISOシリーズなど

特色

- ・小規模企業（商業・サービス業で10人以下、製造業その他で40人以下の事業所）が対象です。
- ・秘密厳守で、実践的な指導が受けられます。

こんな時に
ご利用ください

POP広告の製作などの販売促進の企画をしたい。
店舗の設計・照明・色彩・陳列を改善したい。
社員（店員）の教育研修を受けたい。
労働時間短縮や従業員の確保対策を立てたい。
商品管理・顧客管理をしたい。
省人・省力化とコストダウン対策を考えたい。

少量・多品種化対応の生産管理を教えて欲しい。
売上拡大を図りたい。
知的財産（特許等）を取得したい。
後継者対策を考えたい。
ISO9000・14000の導入を検討したい。
その他事業でお困りの事などにご利用ください。

相談分野の紹介

対 象 分 野	専 門 分 野
機 械 ・ 金 属	機械設計、加工技術、装置開発、情報化構築、精密測定、検査、精密加工、切削加工、金属熱処理、鋳造、金属材料、溶接技術、企業体質改善強化、経営管理改善、生産管理、金属表面処理技術、排水処理、品質管理、セラミックス等新素材、外注管理、ISO9000、コンピュータ・システム、工程設計、設備導入計画、財務診断、製品安全、経営診断
織 維	繊維材料、繊維物性、織物欠点解析
食 品	微生物酵素利用技術、発酵食品、微生物管理
化 学	化学分析、セラミックス、工業用水、プラスチック
塗 装 ・ 漆	木工塗装、漆工、塗装技術（漆、洋塗料）
企 業 診 断	企業診断、財務経営一般、財務分析、商店街、情報処理、労働、教育、店舗設計、食品製造業、食品小売業、共同店舗、商店街・一般小売店診断、市場調査、小売業、卸売業、サービス業、工場診断
P L 法 ・ I S O 対 策	PLP（予防策）、PLD（防御策）、ISO、品質管理、コンピュータシステム、工程設計、設備導入計画、財務診断、製品安全、経営診断
税 務 会 計	税務、企業公開、国際税務、事業承継対策、財務会計、企業診断
労 務	労務管理、企業診断、税務会計
情 報 処 理	企業内情報通信、データ通信、情報処理、パソコン
店 舗 設 計	建築設計、店舗設計
デ ザ イ ン	ビジュアルデザイン、マーケティング企画、広告宣伝製作
法 律	商事・民事
教 育	販売促進全般、社員教育、訓練指導、各種マニュアル作成指導、接待接遇マナー、メンタルヘルスケア
特 許	電気工学、工業所有権、特許

経営診断

・秘密厳守

中小企業相談所では経営者のアドバイザーとして経営診断業務を行っております。

中小企業診断士・税理士等の資格を有する専門指導員が豊富な経験にもとづき、あらゆる角度から適切なアドバイスを致します。

皆様方に無料で専門家のアドバイスを聞けるチャンスとして、ご利用いただいております。ご希望の方は、お早めに御連絡ください。

○利用対象

市内の商工業者であればどなたでもご利用いただけます。

○経営の改善、向上

専門家のアドバイスにより販売促進や利益の確保にお役立てください。



経営上の問題点（例）

経営全般 について

設備・店舗（工場）が老朽化したので、新しい設備の導入・店舗改装を図りたいがどのようにすればよいか。

大型店の進出・商圈の変化に今後どのように対応すればよいか。
販売計画・仕入計画・財務計画等の経営計画はどのようにたてればよいか。

販売（生産） について

売上の増進を図るためにはどのようにすればよいか。

広告宣伝の効果的な方法について。

過剰在庫を減らすためにはどのようにすればよいか。

財務（経理） について

利益計画・予算・資金繰りのたて方はどのようにすればよいか。

原価計算の算出とその改善はどのようにすればよいか。

従業員対策 について

従業員の定着率及びモラルを高めるためにはどのようにすればよいか。

詳しいことは→TEL263-1157 専門指導課

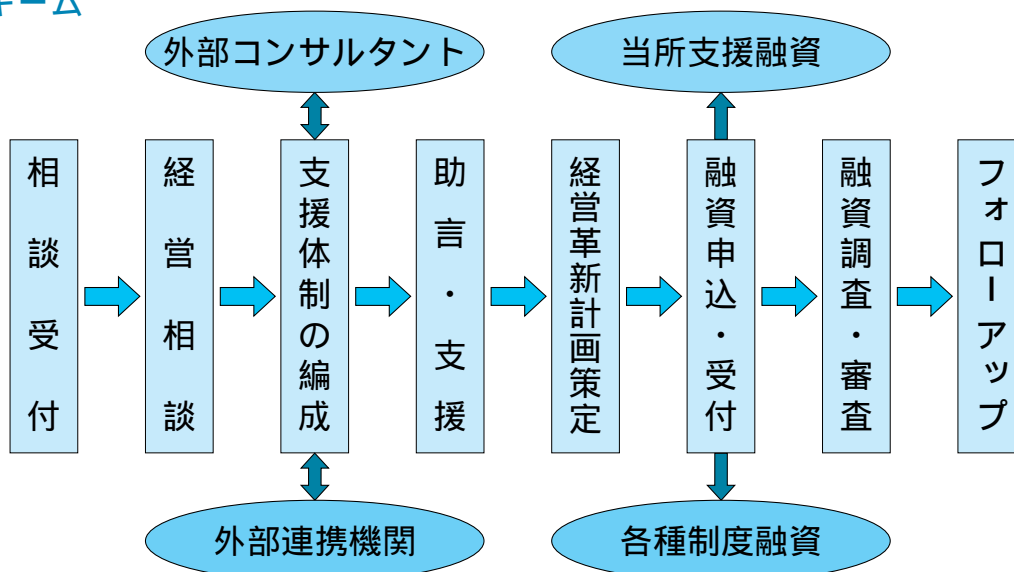
経営革新支援プロジェクト事業

中小企業者の皆様方の経営革新に向けた取り組みを支援させていただくため、「経営革新支援プロジェクト事業」を実施しております。

当プロジェクト事業は、既存事業の見直し・新分野進出・事業転換・新製品や新技術の開発といった経営革新を目指す皆様方からのご相談に応じ、事業内容の妥当性・将来性・安全性などを分析し、事業成功に向けての助言・支援をさせていただくものです。

また、資金的支援が必要な場合、「金沢商工会議所経営革新等支援融資」の活用のほか、各種制度融資をご斡旋し、経営革新に必要な資金の円滑な調達をお手伝いさせていただきます。

支援スキーム



支援方法

当所中小企業診断士有資格者職員のほか、外部連携機関や外部コンサルタントと協調し、支援体制を編成します。

1事業所あたり概ね10回を目処に支援を行います。なお、新規事業着手後の概ね2年間は継続支援期間として回数を設けずに支援を行います。

支援に係る指導料金は初回のみ無料ですが、2回目以降は1回あたり10,000円（消費税込）をご負担いただきます。

金沢商工会議所経営革新等支援融資

融資対象 原則として、i)2年以上当所の会員事業所であり、引き続き同一の事業を営んでいるものとし、ii)中小企業者に該当し、iii)当所の経営革新指導等を受けている会員事業所。

融資限度 2,000万円以内（1企業あたり）

融資期間 7年以内（据置なし）

融資利率 固定金利【利率はお尋ねください】（別途、保証料が必要）

支援プロジェクトを経ての融資制度であり、当融資のみのお申し込みはできません。

詳しいことは→TEL263-1161 経営支援課

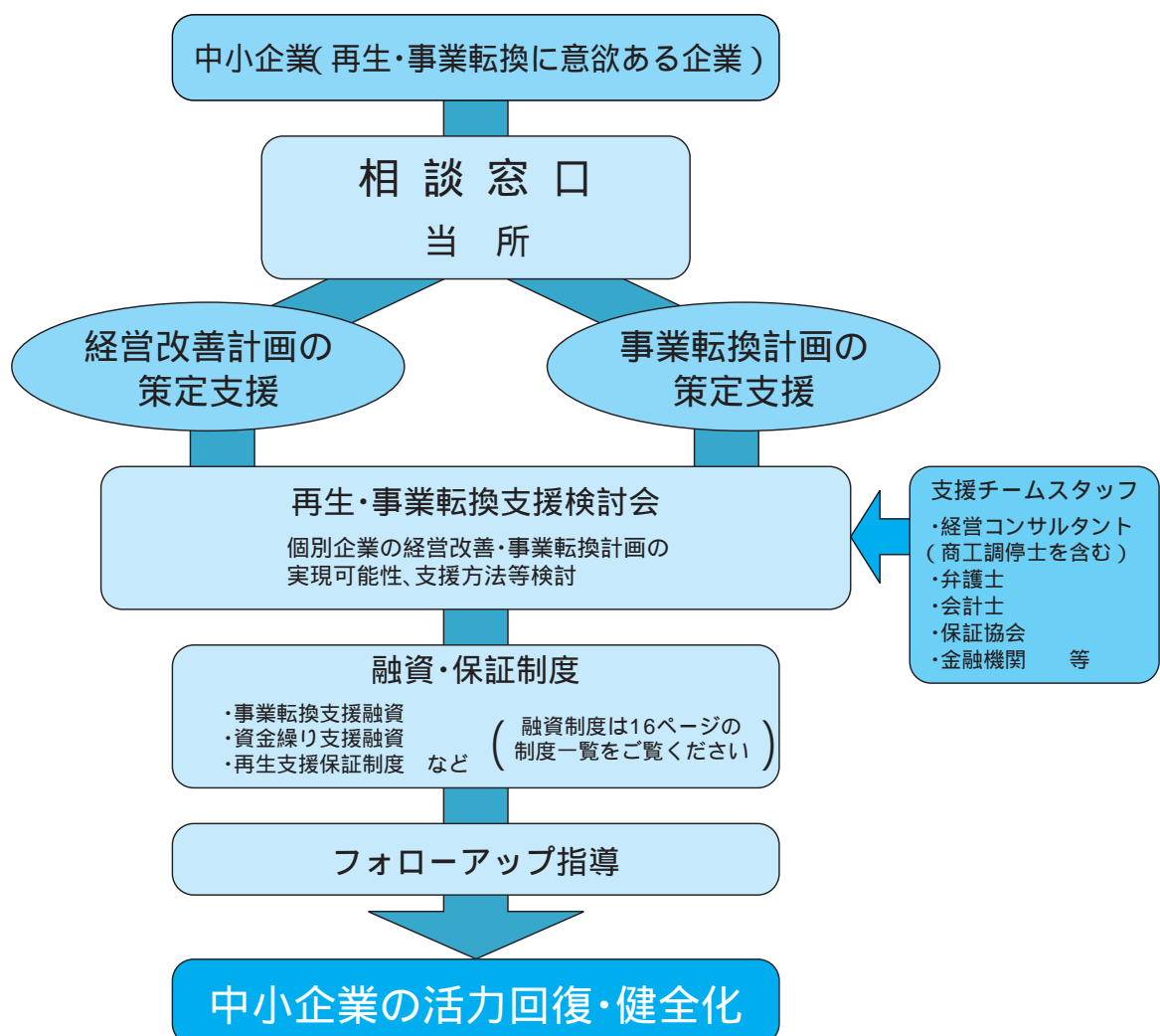
経営安定特別相談

秘密厳守
相談無料

ご相談がもう少し早ければ倒産を回避できたのに……という事例も少なくありません。不幸にして経営が不振に陥ったときは「早期に適切な手をうつ」ことが倒産を未然に防ぐ重要なポイントです。ご相談の申し込みを受けますと、商工会議所が委嘱した商工調停士を中心に、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、税理士などの専門スタッフが次のようなことを行い倒産の防止を図ります。

相談内容	経営・財務内容の把握と分析 倒産を防止するための方策の検討 債権者など関係者への協力要請 「経営安定特別対策融資」による融資斡旋などの金融斡旋、受注の斡旋 手形処理、事業転換などの指導・助言 倒産防止が困難とみられる場合の円滑な整理方法、法的手続などの指導・助言
------	--

中小企業再生・事業転換支援プログラムの流れ



詳しいことは→TEL263-1157 専門指導課

創業者を応援します

創業者支援

独立開業をめざすサラリーマン、OL、主婦、学生などを対象にしたセミナーの開催や、個別指導、金融の斡旋等を行っています。

石川県創業者支援融資

融 資 対 象	
[一般分] 法律に基づく資格を有する開業者 実用新案等の実用化を図る開業者 同一企業3年以上又は同一業種5年以上従事後の同一業種による独立開業者 女性であって、その感性・特性を活かして事業を開始しようとする者及び生活者を重視した社会性のある事業を開始しようとする者	[特別分] 個人で1カ月以内に事業を開始する具体的計画を有するもの 個人で2カ月以内に会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの 個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの 個人が新たに会社を設立し、その設立の日以後1年を経過していないもの 中小企業者である会社が、新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの 中小企業者である会社が、新たに会社を設立し、その設立の日以後1年を経過していないもの
融 資 条 件	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額：2000万円（運転資金は1,000万円まで） 要件に応じて自己資金が必要となります。 ・ 返済期間：設備資金7年以内 運転資金5年以内（いずれも据置期間は1年以内） ・ 利率：1.60%（45歳以上の開業者は1.30%） 平成15年7月1日現在 ・ 保証料：有担保1.01%、無担保1.04% 信用保証は必須 	

国民生活金融公庫（新創業融資制度）

対象者： 雇用（パートを含む）創出を伴う事業を始められる方
 技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始められる方
 又は のいずれかにより開業された方で、税務申告を2期終えておられない方

- 1 上記以外でも、勤務経験等によって、お取り扱いできる場合もあります。
- 2 金融業、一部の風俗営業業種、一部の遊興娯楽業等は除きます。

貸付限度額：550万円（開業資金総額の1/2以上の自己資金が確認できること）

貸付条件：無担保・無保証人（法人代表者の保証も不要）

貸付期間：運転資金5年以内、設備資金7年以内（据置期間6ヵ月以内）

詳しいことは→TEL263-1161 経営支援課

創業塾開講新規創業 短期集中研修 「夢に挑戦・めざせ起業家」

延べ30時間におよぶ充実した講座内容となっており、特に今回は実際にビジネスプランを作成していただく予定にしています。その他、資金繰りのポイントや収益性・財務面などの自己診断のポイントを内容としたカリキュラムとし、開業までの基本的経営知識を習得できるものとなっています。

開催期間 平成15年10月27日・28日・29日・30日・31日 5日間で全10回のコース
 （1日当たり午前・午後2回のテーマ）午前 / 9:30～12:30 午後 / 13:30～16:30

会場 金沢商工会議所会館（金沢市尾山町9番13号）

募集定員 40名（受講料3,000円・定員になり次第締め切らせていただきます）

申込み・問い合わせ先

10月3日（金）までに郵便番号、住所、氏名、年齢、職業、電話番号、FAX番号を明記して、はがき又はファックスで申込みください

〒920-8639（所在地不要）金沢商工会議所中小企業相談所内創業塾係

TEL 076(263)1157 FAX 076(224)7079

詳しいことは→TEL263-1157 専門指導課

魅力ある商店街づくりプランナー派遣事業

目的

従来、経営基盤が脆弱な中小小売業者は域内で商店街を組織化し、共同事業を行うなどして、他の商業集積との競争力を確保してきました。

市内の商店街を大別すると、金沢TMOを構成する9商店街とそれ以外の商店街がありますが、9商店街以外の商店街は地域及び近隣社会において、コミュニティ形成の核としての使命を担って行かねばならないにも係わらず、脆弱な基盤のまま競争機会への対応が遅れていることは否めません。

この事業は、下記対象商店街にプランナーを派遣し、地域特性を活かしつつ、地域社会における商店街の生きる道を明らかにした上で、競争力強化、コミュニティの核としての機能強化などを目指すための戦略の構築とその実行をなしえるよう支援することを目的としています。

対象商店街 金沢TMOを構成する金沢市内9商店街以外の当所管内に位置する商店街

事業内容

プランナー派遣事業（@300,000円）

対象商店街に商業、まちづくりなどの専門家を継続して派遣し、対象商店街に対し、徹底的な指導をおこなう

魅力ある商店街づくり事業助成事業（@300,000円）

の事業によって立案された事業の実行に対して定額の助成をおこなう

[詳しいことは→TEL263-1161 経営支援課](#)

経済講演会

厳しい経済情勢が続いている中、当所としての適時適切な経済・景気対策への対応が望まれており、一方では今後の経済情勢などについて絶えず情報提供していくことが求められております。

このため「経済講演会」を開催し、タイムリーな経済・経営情報の提供と当面する諸問題について、企業経営の参考にして頂くものです。

[詳しいことは→TEL263-1161 総合経済室](#)

法律相談

経営全般に関する法律問題でお悩みの方を対象に、個別にご相談に応じます。

相談日：毎月第2・第3・第4水曜日（要予約）

専門指導員 敦賀彰一（弁護士） 久保雅史（弁護士）

[詳しいことは→TEL263-1157 専門指導課](#)

容器包装リサイクルシステム

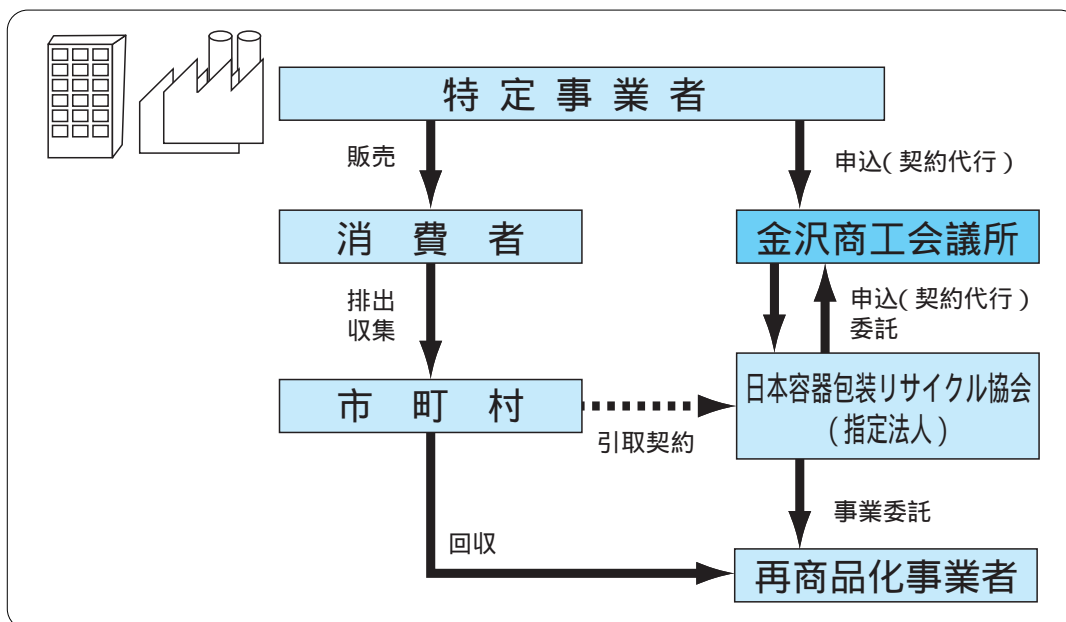
容器包装リサイクル法は、一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、『消費者が分別排出』し、『市町村が分別収集』し、『事業者が再商品化（リサイクル）』するといったそれぞれの役割分担を規定しており、これにより効果的なリサイクルシステムの構築を目指すものです。

中小規模事業者以上には、ガラス製容器・ペットボトル・紙製容器包装のリサイクルが義務付けられます。義務を履行しない場合は最高五十万円の罰金が課されたり、立入検査なども行われます。リサイクルの自主運営が難しい中小事業者が義務を履行するには指定法人（日本容器包装リサイクル協会）とリサイクルの委託契約を結び、同協会が再商品化事業者に委託してリサイクルを進めます。

適用対象外の小規模事業者

会社・個人・組合等		民法第34条に規定する法人、学校法人等
製造業等	卸・小売・サービス業	
20人以下 かつ 2億4千万円 以下	5人以下 かつ 7千万円 以下	20人以下 かつ 2億4千万円 以下

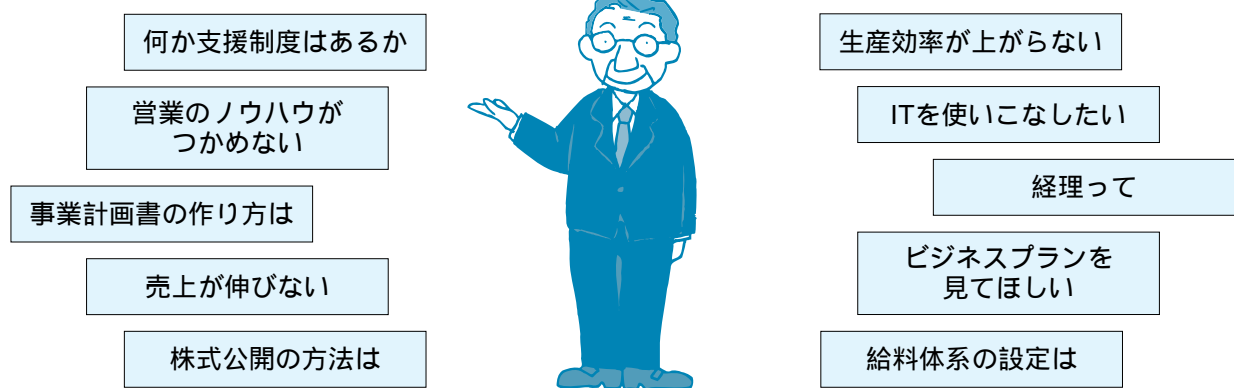
常時使用する従業員の数 すべての営業の売上高の総額



詳しいことは→ TEL263-1157 専門指導課

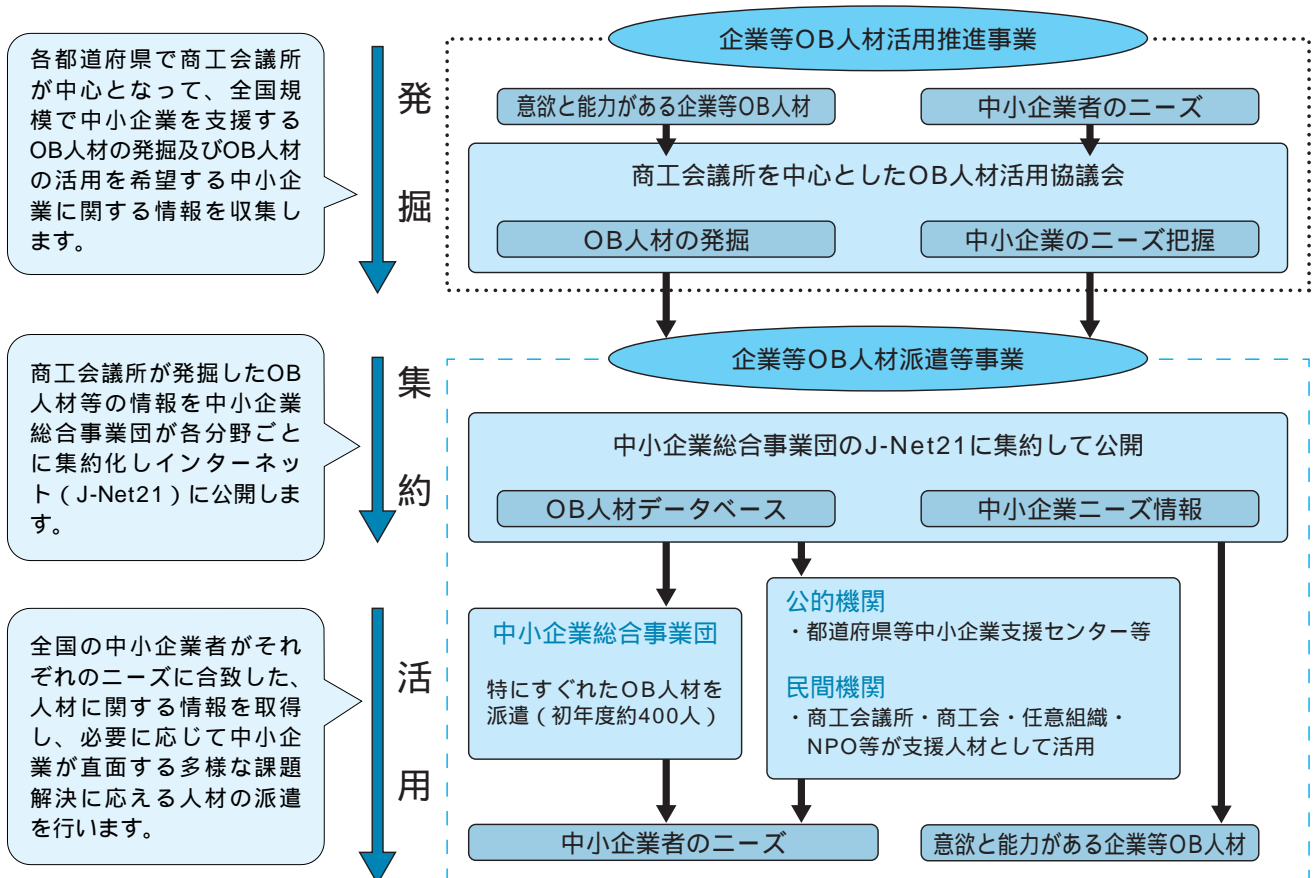
OB人材マッチング事業

一線を退いた企業戦士が、豊かな経験・知識・技術をもってあなたの会社のお困りごとを解決します。



人材情報をデータベースに登録

この事業は、中小・ベンチャー企業に不足しがちな経営戦略等を助言できる人材を大手・中堅企業等の第一線から退いたOBから発掘し、データベース化する事業です。



詳しいことは→TEL263-1157 専門指導課

行列ができる

なんでもナンデモ相談所

遺産相続、離婚、代金回収などの問題で困っている。
 2代目に事業継承したいが、相続税・贈与税はどうなるのか。
 不動産を取得したが、今後どんな税金がかかってくるのか。
 新しく事業を始めたい。
 売上拡大を図りたい。
 事業計画を見直したい。
 企業診断を受けたい。
 事業資金を調達したい。

...などの法律、税務、経営・新規開業、金融の相談に各専門相談員が応じ、適切な助言をします。

どなたでもお気軽にご相談下さい

日時

10月22日(水)、23日(木) 13時~16時

場所

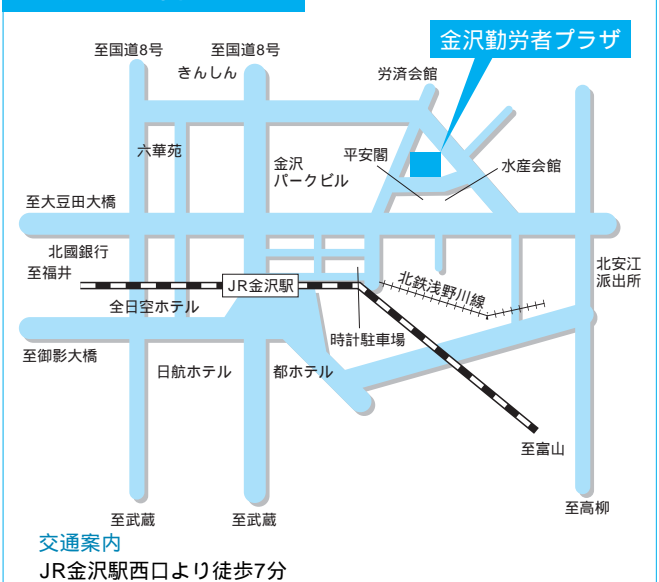
次の2ヶ所で両日開催します。

- ・金沢市総合体育館 2階第一会議室(金沢市泉野出町3-8-1)
- ・金沢勤労者プラザ 1階101研修室(金沢北安江3-2-20)

金沢市総合体育館



金沢勤労者プラザ



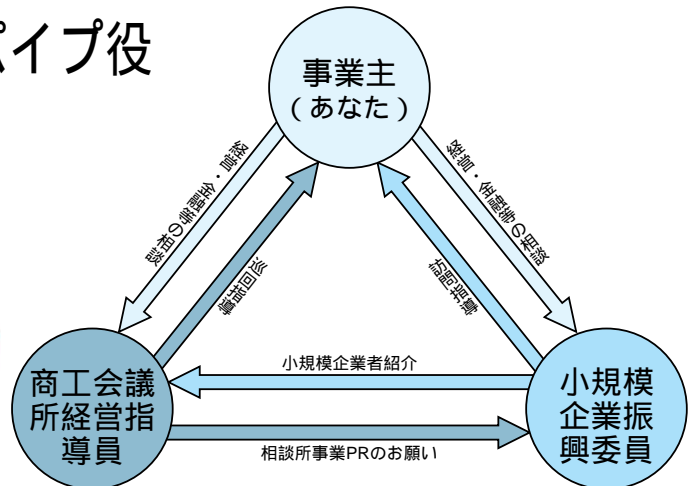
詳しいことは→TEL263-1157 専門指導課

経営支援

小規模企業振興委員

振興委員はあなたの業界のパイプ役

商工会議所は小規模事業経営改善普及事業の一層の浸透を図るため「小規模企業振興委員」を委嘱しております。振興委員は、経営指導員と協力して、皆さまに「気安く親切に。」をモットーに幅広く活躍しています。業界の顔なじみの方ばかりですので、いつでもどんなことでも、お気軽にご遠慮なくご相談ください。



氏名	団体名	役職名	〒	連絡先住所	TEL
建設関係					
大河 嘉一	石川県塗装工業会	事務局 長	921-8036	弥生2-1-23	242 4368
石動 信明	金沢左官組合	組 合 長	920-0867	長土堀1-6-1	221 7300
西田 憲司	石川県電気工事工業組合金沢本部	業 務 課 長	921-8062	新保本4-65-22	269 7880
能村 清光	石川県タイル煉瓦事業(協)	理 事	920-1167	もりの里3-104	222 7771
中山 一弘	石川県板金工業組合	事務局 長	921-8036	弥生2-1-23	242 3050
中村 實博	石川県インテリア事業(協)	理 事 長	921-8036	弥生2-1-23	244 0277
河村 松一	金沢市建築組合	組 合 長	920-0023	北安江町4-15-15	263 7058
鉄工関係					
門前 重厚	石川県プレス工業(協)	専 務 理 事	920-0223	鞍月2-3	267 2125
平沼 義廣	石川県第三機器(協)	事務局 長	920-0223	鞍月2-3	267 2219
石黒 高志	北陸鉄工(協)	事務局 長	920-0223	鞍月2-3	268 0121
疋田 正一	(協)アイケイケイ	理 事	920-0053	若宮町ホ36	233 1111
松井 研二	安原工業団地(協)	事務局 長	920-0377	打木町東1400番地	240 1411
山本富士子	石川県鍍金工業組合	主 任	920-0223	鞍月2-3	267 2125
福岡 正	住吉工業(協)	相 談 役	920-0023	北安江4-14-36	223 1812
鶴見きみ彥	示野機器工場団地(協)	事 務 員	920-0059	示野町リ67	268 3242
山崎 英明	金沢城西機器工場団地(協)	専 務 理 事	921-8006	進和町13-2	291 2811
製造関係					
倉 昭博	石川県豊商工組合	理 事	921-8036	弥生2-1-23	244 0287
加藤 清吉	石川県表具内装(協)金沢支部	副 理 事	920-0226	栗崎町1-78	239 0030
木村 豊志	石川県箔商工業(協)	事務局 長	920-3122	福久町口172	257 5572
池田 典明	金沢仏壇商工業(協)	常 務 理 事	920-0968	武蔵町8-2	223 4914
川口 浩明	石川県紙器工業組合	専 務 理 事	921-8062	新保本1-185	249 2438

氏名	団体名	役職名	〒	連絡先住所	TEL
藤村 光芳	(協)加賀友禅染色団地	専務理事	920-0356	専光寺町二186	267 3291
大浦 敬三	石川県染物商工業(協)	専務理事	920-0864	高岡町22-28	231 6661
山田 勲	石川県印刷工業組合	理事	924-0001	松任市八田町382-1	276 3301 (山田美術印刷(株)内)
福田 孝三	石川県製麺工業(協)	副理事長	920-0845	瓢箪町7-37	231 6111
頭川 潔	石川県菓子工業組合	事務局長	920-0902	尾張町2-12-1	221 8366
小売・卸関係					
深山 勇二	石川県自転車軽自動車事業(協)	理事長	920-0053	若宮町ホ4	261 6812
越崎 松一	石川県LPガス協会金沢支部	事務局長	921-8001	高島2-175	291 8670
中橋 俊之	金沢魚商業(協)	常勤理事・事務局長	920-0024	西念4-7-1	263 2204
村上 忠	金沢洋服組合	組合長	921-8031	野町3-19-55	241 5557
藤岡 政康	石川県カメラ商組合	相談役	920-0962	広坂1-1-56	231 5034 (フジオカカメラ内)
崎田ユリ子	石川県食肉商業(協)	事務員	920-3101	才田町戌337	257 1459
亀田 三郎	石川県米穀販売商業組合	事務局長	921-8062	新保本2-501	249 5606
畝 裕志	金石町商店(協)	理事長	920-0337	金石西1-6-18	268 4359
橋本亜矢子	片町商店街振興組合	事務局長	920-0985	池田町3-42-1	232 0630
野田 正輝	豎町商店街振興組合	理事	920-0997	豎町94	232 2244
北村 義宣	横安江町商店街振興組合	事務局長	920-0854	安江町15-55	231 2536
吉本 紘三	近江町市場商店街振興組合	事務長	920-0905	上近江町50	231 1462
不破 幸夫	石引商店街振興組合	理事長	920-0935	石引2-7-7	231 0176 (エレガンス・フウ内)
宮保 喜一	額 振 興 会	会長	921-8147	大額3-185	298 5877
南 正樹	西金プリンスロード商店会	会長	921-8044	米泉町7-72-2	243 7403 (ヨネザワカメラ内)
高松 晃	金沢小売酒販組合	理事長	920-0842	元町2-13-33	251 0155
赤尾 修	石川県医薬品小売商業組合	理事長	920-0022	北安江4-28-9	231 5787
長井 紀彰	石川県電器商業組合	事務局長	921-8027	神田1-26-16	242 5297
荒井 英和	金沢繊維卸商(協)	理事長	920-0853	本町1-5-1リファーレ2F	221 5498
中島 邦雄	金沢市青果食品商業(協)	副理事長	920-0026	西念町4-6-1	221 0651
関戸 孝	(協)金沢問屋センター	常務理事	920-0061	問屋町2-61	237 8585
サービス・飲食・その他					
安江 博志	金沢市旅館ホテル(協)	事務局長	920-0964	本多町3-10-26	221 1147
奥村美恵子	石川県美容業生活衛生同業組合	事務長	920-0912	大手町9-18	221 1908
保科 修二	石川県理容生活衛生同業組合	事務局長	920-0861	三社町11-23	232 2362
菊池 寛治	(協)石川県中小企業経営者同友会	専務理事	920-0345	藤江北1-155	267 7741
田中 久夫	金沢青色申告会	事務局長	920-0918	尾山町9-13	222 8921
山川 巖	金沢個人タクシー(協)	専務理事	921-8003	玉鉾町イ253-2	291 2551
米沢 邦明	(社)石川県自動車整備振興会金沢支部	事務局長	921-8011	入江3-160	252 5757
長太 春江	石川県自動車車体整備(協)	事務員	921-8011	入江3-160	291 0733
寺田 昭和	石川県麺類食堂生活衛生同業組合	専務理事	920-0994	茨木町40番地	221 2272
岩本 誠之	石川県喫茶飲食生活衛生同業組合	理事長	920-0994	茨木町40番地	262 6662
河合 幸子	石川県鮫商生活衛生同業組合	事務員	920-0994	茨木町40番地	262 8610
岩瀬 史昌	金沢市中華料理(協)	理事長	920-0866	中央通町9-20	231 3062 (チュー中央通店内)
牧 進	石川県クリーニング生活衛生同業組合	理事	920-0016	諸江町中丁467-2	233 1241

(平成15年6月現在)

詳しいことは→TEL263-1161 経営支援課

マル経融資

(小企業等経営改善資金)

商工会議所の経営指導を受けて、事業の改善に取り組んでおられる方に商工会議所の推薦により、必要な資金を国民生活金融公庫から融資するものです。

融資の概要

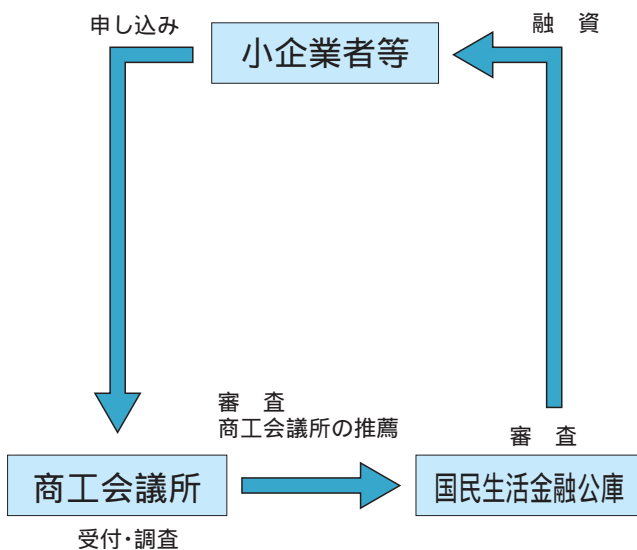
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)
融資限度額	550万円
返済期間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 希望により、6ヶ月の据置期間あり。 元金均等返済方式。運転資金と設備資金とが混在する場合は、上記範囲内で按分されます。
融資利率	1.30%(平成15年7月11日現在)
担保	いりません
保証人	いりません(代表者の保証も不要)

信用保証料も不要です。

<貸付限度額の特例>

別枠450万円と併せて合計1,000万円まで借入することができます。

融資申し込みから貸付までの手順



融資を申し込むことができる人

最近1年以上、金沢市内(森本地区は除く)で継続して同一事業を営んでいる方
 商工会議所の実施する経営指導を原則、6ヵ月前から受けているか、商工会議所の会員である小企業者等の方

小企業者等とは、

商業・サービス業にあっては2(5)名以内
 製造業その他にあっては5(20)名以内
 の法人・個人企業です。

〔()は小企業者に準ずる者。〕

義務納税額(所得税、法人税、事業税、県市民税)を完納している方

融資対象の用途

下記の用途にご利用いただけます。

運転資金では、例えば

商品・原材料仕入、買掛金・支払手形決済、外注費・諸経費支払い.....等々

設備資金では、例えば

工場の新築・改築、事務所・店舗の新増設・改装、什器備品購入、車両購入、敷金・保証金.....等々

下記の業種の方々は、運転資金のみ利用可能です。

飲食店・喫茶店・食肉食鳥肉販売・冰雪販売・理容・美容・興行場(映画館、演劇、演芸)・旅館・浴場・クリーニングの10業種



詳しいことは→TEL263-1161 経営支援課

小口融資

(追認小口事業資金)

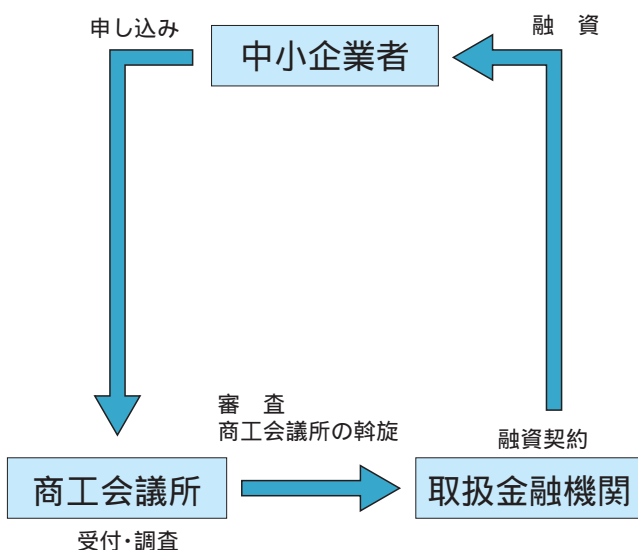
当所が実施している経営改善普及事業を金融面から補完するもので、商工会議所の斡旋を受けて、金融機関から融資するものです。

融資の概要

資金用途	事業資金（運転資金・設備資金）
融資限度額	1,500万円
返済期間	運転資金 5年以内（12ヵ月以内） 設備資金 7年以内（12ヵ月以内） 希望により（ ）内の据置期間あり。 元金均等返済方式。融資金の6割以上が設備資金であれば、設備資金の返済期間が適用になります。
融資利率	1.60%（平成15年7月1日現在）
担保	原則として無担保
保証人	代表者の他に1名以上必要
信用保証	必須（年利0.74%の信用保証料が必要です）

融資額の(0.2%)をあっせん手数料として頂きます。

融資申し込みから貸付までの手順



融資を申し込むことができる人

最近1年以上、金沢市内（森本地区は除く）で継続して同一事業を営んでおり、かつ商工会議所の会員もしくはその経営指導を6ヵ月以上前から受けている事業者（法人・個人）。

従業員が

商業・サービス業にあつては10名以内
 製造業その他にあつては40名以内

融資対象の用途

下記の用途にご利用いただけます。

運転資金では、例えば

商品・原材料仕入、買掛金・支払手形決済、外注費・諸経費支払.....等々

設備資金では、例えば

工場の新築・改築、事務所・店舗の新増設・改築、什器備品購入、車両購入、敷金・保証金.....等々

新規事業資金、生活資金、増資資金、土地等への投機資金、既存借入の返済.....等々にはご利用いただけません。

追認特別小口

追認小口事業資金の融資対象者で、次の3要件全てを満たす事業者の方（法人・個人）は、1,250万円を限度として、保証人を要しない（法人の場合、その代表者も保証人に参加する必要はありません）追認特別小口融資の対象となります。

1) 従業員が

商業・サービス業にあつては 5名以内
 製造業その他にあつては 20名以内

2) 信用保証協会に追認特別小口保証以外の保証残を有しないこと。追認小口事業資金と重複して申し込むことは不可。

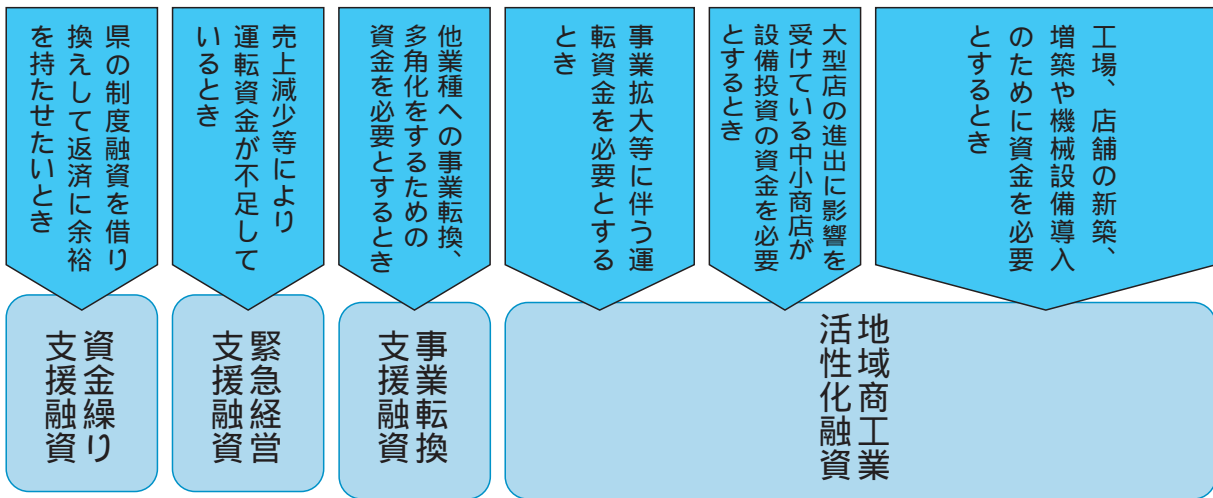
3) 所得税（法人税）・事業税・住民税（均等割り超）のいずれかの納税証明が取れること。

金利・返済期間等は追認小口事業資金と同一ですが、信用保証料は0.5%となります。

詳しいことは→TEL263-1161 経営支援課

その他の融資制度

石川県の融資制度のうち、商工会議所の認定を要する主な制度をご紹介します。
 なお、それぞれ一定の要件がありますので、制度の詳細については、別途お問い合わせください。



事業	運転	事業	企業活性化支援分		事業	商業振興分		モノづくり再生支援分	アクセス分	一般分	資金用途	限度額	融資条件 期間(うち据置期間)	利率(年)	付保	信用保証 保証料(年)	
			運転	事業		事業	設備										
(特認) 8,000万円 2億8,000万円)	8,000万円	(特認) 5,000万円 2億円) 但し、運転資金は 2,000万円まで)	3,000万円 但し、一般分、アクセ ス分、モノづくり再生 支援分、商業振興分と 併用する場合は、合計 で2億円の範囲	5,000万円 (特認) 2億円) 但し、運転資金は 1,000万円まで)	5,000万円 (特認) 2億円) 但し、運転資金は 1,000万円まで)	5,000万円 (特認) 2億円)	10年以内 2年以内)	10年以内 2年以内)	10年以内 2年以内)	10年以内 2年以内)	1.75%以内	1.70%以内 付保の場合)	1.50%以内 付保の場合)	1.50%以内 付保の場合)	1.60%以内 付保の場合)	1.70%以内 付保の場合)	1.70%以内 付保の場合)
(1年以内)	7年以内 (2年以内)	7年以内 (1年以内)	5年以内 (1年以内)	10年以内 2年以内)	10年以内 2年以内)	10年以内 2年以内)	10年以内 2年以内)	10年以内 2年以内)	10年以内 2年以内)	10年以内 2年以内)	1.75%以内	1.70%以内 付保の場合)	1.50%以内 付保の場合)	1.50%以内 付保の場合)	1.60%以内 付保の場合)	1.70%以内 付保の場合)	1.70%以内 付保の場合)
必須	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	0.8%	0.74%	0.71%	0.71%	0.71%	0.71%	0.71%
0.8%	無担保 0.74%	無担保 1.04%	無担保 1.04%	無担保 1.04%	無担保 1.04%	無担保 1.04%	無担保 1.04%	無担保 1.04%	無担保 1.04%	無担保 1.04%	0.8%	0.74%	0.71%	0.71%	0.71%	0.71%	0.71%

融資利率は、平成15年7月1日現在の利率です。

詳しいことは→TEL263-1161 経営支援課

記帳継続指導

指導の申し込み

新規に開業された方
記帳の仕方が分からない方
記帳はしているが、決算・申告が分からない方
青色申告にしたい方等々.....以上の方お申し込みください。

指導日程の打ち合わせ

訪問指導

以後、記帳指導員が毎月帳簿の記帳内容について点検・指導
にお伺いします。
現金出納帳・売掛帳・買掛帳・固定資産台帳・月別総括集計表等の
点検が主となります。

専門指導

記帳指導員が対応できない事項については専門の指導員（税
理士）がお答えします。
年5回定例日

決算・申告・納税

次の諸手続を経て決算書・申告書を作成します。
商品等のたな卸
減価償却費の計算
諸引当金・準備金の計算...
申告書の記入・提出については税理士の指導の下に行います。

指導対象者

従業員が20名以下（卸・小売・サー
ビス業にあつては5名以下）の事業者
前年の所得が一定額以下の事業者
税理士の関与を受けていない事業者

指導期間

指導期間は原則として4月1日から、翌年
3月31日迄の1ヶ年です。

指導・受託料金（年間）消費税込

	会 員	非 会 員
記帳継続 指導	16,380円	22,680円
記帳機械化 システム (専用伝票)	34,130円 (1冊 120円 ~)	43,680円 (1冊 120円 ~)

記帳機械化システム

記帳の機械化はこうして行われます。

経営指導



資料により、経営内容が毎月的確
に把握できるうえ、商工会議所の
専門指導員・経営指導員の指導を
受ける際にも適切で効率のよい助
言を得ることができます。

電算センター



商工会議所から送られ
てきたデータをコン
ピュータで処理し、毎
月と決算時に各種資料
を作成します。

商工会議所



作成される資料は

毎 月	作成される資料は	決 算 時	作成される資料は
	<ul style="list-style-type: none"> ○残高試算表（資産・負債・資本勘定） ○損益計算書 ○資金繰表 ○販売費および一般管理費内訳表 ○売上および仕入内訳表 ○預金・借入金残高明細 ○レーダーチャート ○未決済勘定内訳表 ○総勘定元帳 ○消費税申告書（本則・簡易） 		<ul style="list-style-type: none"> ○精算表（資産・負債・資本勘定） ○ " （損益勘定） ○資金繰表 ○レーダーチャート ○月別売上・仕入内訳表 ○販売費および一般管理費内訳表 ○預金・借入金期末残高明細 ○貸借対照表 ○原価計算報告書 ○損益計算書（法人・個人） ○総勘定元帳 ○経営計数分析表 ○消費税申告書 ○決算書

詳しいことは→TEL263-1161 経営支援課

パソコン教室

当所ではパソコン教室を開催しております。講座内容は「ホームページ作成講座」「メールの使い方講座」を中心に「Word」「Excel」の使い方講座も開催致します。自社ホームページを立ち上げたいと考えている方、また既にお持ちの方でもより簡単に更新を行うためにも受講をおすすめします。年間20回程度の開催を予定しています。



各種情報発信

当所ホームページにおいて中小企業のみなさんに役立つ情報の発信を行っています。



金沢百万石まつり情報
貸会議室の案内
会員優待割引
経営相談情報
検定試験
講習、研修情報
企業情報

オンラインマーク制度

(ネット通販認証マーク)

【消費者に安心の目安となるOST(Online Shopping Trust 認証マーク)】



ホームページを使った新しい電子商取引市場は急速に拡大していますが、一方でお金を払ったのに商品が届かないなどのトラブルも増えています。

では、消費者は何を目安にショップを選べばよいのでしょうか。OST認証マークは、商工会議所が認証する『安心して利用できるオンラインショップ』の目安

です。商工会議所は、一定の基準をクリアしたネットショップに対し「オンラインマーク」を発行し、企業のオンラインビジネスを応援しています。

通信販売を行っているホームページには、次の9項目の表示が必要です。
また、誇大広告(いわゆる不当表示)は禁止されています。

社名(個人事業者の場合は屋号又は氏名)
所在地(本社、事務所)
連絡先(電話番号、FAX、E-mailアドレス)
商品等の価格
送料等その付帯費用

代金の支払い時期及び方法
商品等の引渡し時期
返品特約制度の有無
代表者氏名又は業務責任者氏名

ご意見・ご質問は電子メールで

E-mail:joho@kanazawa-cci.dion.ne.jp

URL:http://www.kanazawa-cci.or.jp/

詳しいことは→TEL263-1153 情報化推進室

取引先の倒産に備えて

中小企業倒産防止共済制度

制度の特色

貸付額最高 3,200万円

(掛金総額の10倍以内)

取引事業者が倒産した場合、加入者は、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内で、被害額相当の共済金の貸付けが受けられます。

共済金貸付は無担保・ 無保証人・無利子

無担保・無保証人・無利子で共済金の貸付けが、受けられます。ただし、貸付けを受けた共済金の1/10に相当する掛金額に対する権利は消滅します。

税法上の特典

掛金は、税法上損金(法人の場合)または必要経費(個人の場合)に算入できます。

一時貸付金制度

共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。

加入できる方

加入できる方は引き続き1年以上事業を行っている中小企業者です。

毎月の掛金

毎月の掛金は、最低5,000円から最高80,000円までの範囲内(5,000円きざみ)で自由に選択できます。

加入後、増・減額ができます。(ただし、減額する場合、一定の要件が必要です。)

掛金は総額が最高320万円になるまで積み立てられます。

掛金総額が掛金月額40倍に達した後は、掛金の掛止めができます。

掛金は、税法上損金(法人の場合)または必要経費(個人の場合)に算入できます。

共済金の貸付け

共済金の貸付けを受けられる場合は、加入後6ヵ月以上経過して、取引先事業者が倒産^{注1}し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合です。なお、貸付けの請求ができる期間は倒産発生日から6ヵ月以内です。

貸付限度額は、掛金総額の10倍に相当する額が被害額のいずれか少ない額になります。返済期間は、5年(据置期間6ヵ月を含む)貸付元金について毎月均等償還です。

貸付けは、無担保、無保証人、無利子です。

注1...「倒産」とは(ア)破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始、または特別精算開始の申し立てがなされた場合、(イ)手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合。

詳しいことは→TEL263-1161 経営支援課

各種共済制度等

事業主の退職金制度

小規模企業共済制度

「小規模企業共済制度」は、事業主であるあなたが、事業をやめたり、役員を退職した場合など、第一線を退いたときの生活安定をはかるためにつくられた制度、いわば、国がつくった事業主の退職金制度です。月々、掛金を納付していただくことによって、第一線を退いたときに、法律で定められた共済金が支払われます。掛金並びに共済金には税法上の優遇措置があります。



制度の特色

掛金は全額所得控除

掛金は全額が小規模企業共済等掛金控除として、そっくり課税対象から控除されます。また、1年以内の前納掛金も同様に控除されます。

共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い

共済金は、税法上、一時払共済金については退職所得、分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。

安全・确实

小規模企業共済法という法律に基づいた制度であり、運営主体は、国が全額出資している中小企業総合事業団であり、安全确实な制度です。

貸付制度

加入者（一定の資格者）は、事業資金の貸付制度を利用できます。貸付には、掛金の範囲内で簡易迅速に貸付が受けられる「一般貸付」制度と疾病負傷により一定期間入院した場合、または激甚な災害による被害を受けた場合に共済金の範囲内で貸付が受けられる「傷病災害時貸付」制度、加えて、掛金納付月数通算制度の利用により、新規開業・転業後に共済契約を再び締結する意向を有する方に対して、新規開業・転業を行う場合に必要な資金の貸付が受けられる「創業転業時貸付」制度があります。また、共済契約者等の高齢化・障害等に対応する住宅・事業所等の改築、介護用品・福祉機器の購入等に必要な資金を掛金総額の範囲内で貸し付ける「福祉対応貸付」制度及び共済契約者の事業多角化や後継者の新規開業・事業多角化のための資金を掛金総額の範囲内で貸し付ける「新事業展開等貸付」制度が創設されました。

加入できる方は

常時使用する従業員が20人（商業とサービス業では5人）以下の個人事業主と会社の役員、一定規模以下の企業組合・協業組合の役員の方です。

（注）“常時使用する従業員”には、家族や臨時の従業員は計算に入れません。加入後に従業員がふえても脱退の必要はありません。

共済金のお支払いは 一時払いまたは分割払い

掛金納付月数が6カ月以上の加入者に次のような事由が生じたときに、その事由に応じて共済金A・Bが支払われます（掛金納付月数6カ月未満の場合は掛け捨てになります）。共済金A・Bについては一時払いまたは分割払い（死亡を除く）で支払われます。

一時払分割払併用もありますのでお問い合わせください。

共済金Aが支払われる場合

個人事業をやめたとき（死亡を含む）
会社や企業組合・協業組合の役員がその法人の解散により辞めたとき

共済金Bが支払われる場合

役員が疾病・負傷により役員を辞めたとき（死亡を含む）
65歳以上で掛金納付月数が180カ月以上のとき（老齢給付）

毎月の掛金は

毎月の掛金は最高70,000円まで（最低1,000円で500円きざみ）で自由に選べます。

加入後、増・減額ができ、また、前納もできます（ただし、減額する場合、一定の要件が必要です）。

掛金は、事業団の代理店（銀行）から預金口座振替で納付していただきます。

共済金の一覧表

掛金月額10,000円の場合の例

納付期間 事由	5年 (60カ月)	10年 (120カ月)	15年 (180カ月)	20年 (240カ月)
掛金総額	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,400,000円
共済金A	652,600円	1,430,000円	2,356,000円	3,458,000円
共済金B	635,600円	1,351,600円	2,158,400円	3,078,000円

・付加共済金の額が算定されている場合は、その額が加算されます。

分割共済金の額

共済金の額	分割共済金の額			
	10年分割		15年分割	
	年額	支払総額	年額	支払総額
3,000,000円	339,600円	3,396,000円	240,000円	3,600,000円
5,000,000円	566,000円	5,660,000円	400,000円	6,000,000円
10,000,000円	1,132,000円	11,320,000円	800,000円	12,000,000円

共済金の分割払いを選択できる加入者は、共済金の額が300万円以上で共済事由が生じた日に満60歳以上である方です。

また、分割共済金は10年間または15年間（加入者の選択による）にわたって毎年3カ月ごと（2・5・8・11月）に支払われます。

詳しいことは→TEL263-1161 経営支援課

生命共済制度

この制度は、会員事業所の発展を願って実施している、福祉事業の一つです。「危険がいっぱい」の現代社会において、事業主と従業員の生活を守り、従業員の勤労意欲を高め、ひいては事業の安定成長を図ることを目的としております。中小企業であっても、大企業並の有利なこの制度を活用することができます。

加入資格	商工会議所会員事業所の事業主、役員および従業員（家族従業員を含む）で、満14歳7カ月以上で65歳6カ月までの方。
保険期間	1年間（5/1から翌年4/30）自動更新可。

7つの特徴

- 1 安い掛金で大きな保障
- 2 業務中・業務外を問わず24時間保障
- 3 診査なしの簡単な加入手続き
- 4 1年更新で経済変化にも応じられます
- 5 掛金は口座からの自動振替
- 6 1年毎に収支計算を行い剰余金があれば配当金として還付
- 7 掛金は損金又は必要経費に算入できます

保障内容（加入口数1～12口）

	2 口	5 口	8 口	10 口
病気による死亡・高度障害保険金	200万円	500万円	800万円	1,000万円
不慮の事故による死亡保険金	400万円	1,000万円	1,600万円	2,000万円
不慮の事故による入院給付金	1日につき 3,000円	1日につき 7,500円	1日につき 12,000円	1日につき 15,000円
不慮の事故による障害給付金	200万円 ～ 20万円	500万円 ～ 50万円	800万円 ～ 80万円	1,000万円 ～ 100万円

掛金例	35才	男性	2口の場合	1月の掛け金	798円
	”	女性	”	”	674円

特定退職金共済制度

節税しながら合理的に退職金が準備できます。

この制度は「特定退職金共済団体」としての国の承認を得て実施するものです。法人又は個人事業主が負担する掛金は、全額損金又は必要経費として計上でき、大企業なみの退職金制度が容易に確立できます。

掛 金	1口1,000円とし、1人について30口までご加入できます。
加入資格	商工会議所地区内にある事業主が共済契約者となり、総ての従業員（満15歳以上、65歳までの方）を加入させなければなりません。
給 付 金	退職一時金、遺族年金、退職年金の3種類。

詳しいことは→TEL263-1152 会員サービス課

PL(製造物責任)保険制度

制度の5大特色

1. PL事故から企業を守る全国の商工会議所の制度。
2. 加入しやすい保険料。
3. 保険料は、全額損金処理可能。
4. 高額賠償に備える安心の保険。
5. 簡便な加入手続き。

1. 本制度に加入できる方 金沢商工会議所の会員企業の方

加入タイプ

【中小企業向】

加入タイプ	お支払い限度額 (期間中・対人・対物共通)	免責金額 (1請求あたり)
Sタイプ	5,000万円	3万円
Aタイプ	1億円	3万円
Bタイプ	2億円	3万円
Cタイプ	3億円	3万円

中小企業者とは	資本金	従業員数
小売業	5,000万円以下	または 50人以下
サービス業	5,000万円以下	または 100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
製造業その他	3億円以下	または 300人以下

(ご注意)

LPガス販売、旅館経営、航空機(部品)製造、専門職業人(税理士、薬局・薬店等)の方は、別に専用の保険が用意されておりますので、本制度の対象にはなりません。

【中堅・大企業向】

加入タイプ	お支払い限度額 (期間中対人・対物共通)	免責金額 (1請求につき)
2型	2億円	5万円
3型	3億円	5万円
5型	5億円	5万円

免責金額とは、事故発生時の被害者への賠償金額のうち、ご加入者自身でご負担いただくもの。

労働保険の事務委託について

労働者を雇用する事業主は、労働保険(雇用保険と労災保険)に必ず加入しなければなりません。加入するには、労働保険事務組合に事務委託するのが便利です。

労働保険について

政府管掌の事業主の強制保険で、昭和50年4月から全面適用となっております。

2. 保険金をお支払いする場合

本制度に加入した中小企業者の皆様が製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故(以下[PL事故]といいます。)が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことについて、皆様が法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

本制度は、PL事故において、PL法に限らず民法上の賠償責任等、法律上発生する賠償責任を幅広く補償します。

3. お支払いする保険金

- ・法律上、被害者に支払うべき損害賠償金
- ・訴訟になった場合の弁護士費用などの訴訟費用等が支払われます。

保険金のお支払いにあたっては、示談金額、その他費用につき保険会社の承認が必要となりますので、事前に保険会社にご相談ください。

4. 保険料

- ・売上、業種、加入タイプ等により計算されます。

「食中毒・特定感染症利益担保特約」のご案内

飲食店、食品製造業、食品販売業の各事業者の皆様は、食中毒・特定感染症の発生により営業が休止または阻害された場合の喪失利益等を補償する「食中毒・特定感染症利益担保特約」をご契約することができます。

詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

労働保険事務組合について

経営に忙しい中小零細事業主の労働保険事務処理の負担を軽減する為の政府の認可制度です。

委託できる事業者

常時使用労働者が金融・保険・不動産・小売にあつては50人、卸売業・サービス業にあつては100人、その他の事業にあつては300人以下であれば委託できます。

詳しいことは→TEL263-1152 会員サービス課

石川県中高年齢者職場実習制度のご案内

石川県中高年齢者職場実習制度は、石川県が立案し厚生労働省が同意をした、「石川県地域求職活動援助計画」に基づいて石川県と厚生労働省が実施する事業です。

石川県と厚生労働省から委託を受けた事業主団体(石川県商工会議所連合会等)がハローワークと連携を図りながら、事業主については中高年齢者に対する先入観解消を、中高年齢者については新しい職務の習得を図ることにより、円滑な再就職を支援する制度です。

実習を受け入れていただいた事業主には、委託費を支給します。実習期間中は、受講者に対して賃金・交通費等の支払いや各種保険制度への加入の必要はありません。

職場実習の受入のできる事業所の要件は？

- (次のいずれにも該当することが必要です。)
- (1) 事業所が地域求職活動援助地域内に所在していること。
 - (2) ハローワークに求人申込をしていること。
 - (3) 雇用保険に加入していること。
 - (4) 労働基準法、労働安全衛生法に規定する作業条件が整備されていること。

受講できる求職者の要件は？

- (1) 石川県内に居住していること。
- (2) 職場実習開始日における満年齢が、45歳以上65歳未満であること。
- (3) ハローワークに求職申込をしていること。

実習できる期間・時間は？

- (1) 1ヵ月以内(実習実日数は、22日以下)です。
- (2) 所定労働時間内です。(1日概ね6時間以上8時間以内)

実習前に行うことは？

- (1) ハローワークの「職場実習紹介状」に基づき、受講希望者と面接し、実習内容や開始期日等を決定し、ハローワークに連絡すること。
- (2) 「職場実習利用申込書」を事業所所在地の商工会議所・商工会または石川県商工会連合会に提出すること。

実習終了後に行うことは？

「職場実習実施状況報告書」(実習日数及び採用の有無を記載)と「職場実習委託費請求書」を作成し、受講者からの「職場実習手当等請求書」とともに10日以内に事業所所在地の商工会議所・商工会または石川県商工会連合会に提出すること。

職場実習を受け入れていただいた事業主には職場実習委託費が支給されます。

職場実習委託費の内訳

職場実習の日数	委託費の額
5日以上 8日以下	6,000円
9日以上12日以下	12,000円
13日以上16日以下	16,000円
17日以上22日以下	24,000円
受講者の都合により5日未満で中止	6,000円

職場実習受入の申込先は、管轄のハローワークへ

ご本人の職場実習中の万一の事故には
傷害保険で対応します。

実習期間中は国の労災保険の適用はありません。

みなさまに安心して職場実習を実施していただくため、実習実施中の万一の事故に備えて傷害保険に加入しています。

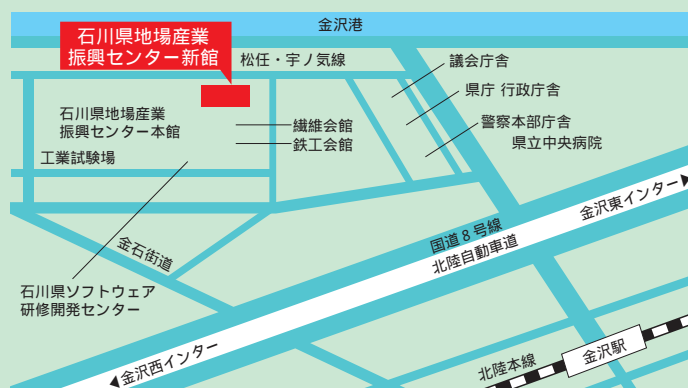
本人の傷害保険による補償の他は、当事者(事業主及び実習生)間で解決すること。

詳しいことは→TEL263-1037 職場実習担当

毎週金曜日開設

地場産センター内に 「駅西地区サテライト相談所」開設

当所では平成15年度における新規事業として、駅西及びその周辺地区所在の事業所への金融をはじめとする中小企業支援のためのサービス強化を目的として、「駅西地区サテライト相談所」を4月4日（金）から開設致しました。

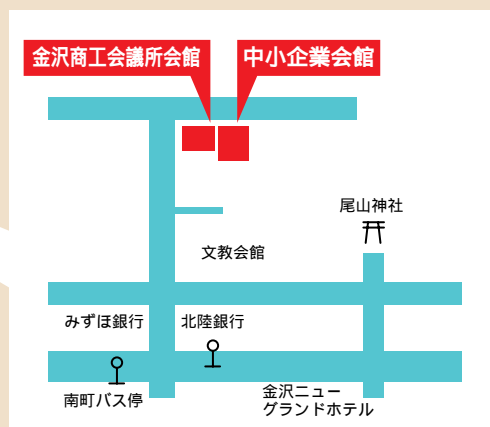
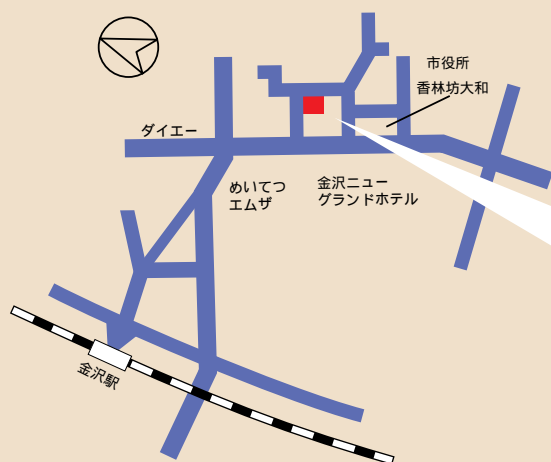


設置場所 石川県地場産業振興センター 新館1階
財団法人石川県産業創出支援機構 (ISICO) 内
TEL 267 - 1244

設置期間 平成15年4月4日(金) ~ 平成16年3月26日(金)

設置日 毎週金曜日(除祝日)

設置時間 8:30 ~ 17:15



金沢商工会議所 中小企業相談所

〒920-8639 金沢市尾山町9番13号

TEL263 1161 FAX224 7079・263 1158

E-mail:keiei@kanazawa-cci.dion.ne.jp

U R L:http://www.kanazawa-cci.or.jp/